

3 付加作業に対する手当 本来の職務以外に業務を行なう場合

4 損失補償を目的とした手当 損失補償を必要とする場合
その後、時代の変遷、職制の改正および作業方式の近代化等に伴い、幾度かの改正が行なわれたが、職務給との関連もあって、各種手当の存続、廃止あるいは制度等、種々問題が残されている。特殊勤務手当の各種手当を列挙すれば、次のとおりである。

(1) エックス線作業手当 各鉄道病院等に勤務するエックス線技士が、診療用エックス線を人体に照射する作業に従事し、その箇所における月間業務量が、標準作業量をこえた場合に、危険な特殊作業に従事する労苦に対して支給される。

(2) 小荷物荷扱等作業手当 駅および自動車営業所に勤務する荷扱掛等が、手荷物・小荷物等の積卸し、または中継作業に従事し、その箇所における月間業務量が、標準業務量をこえた場合に、業務量に応じて支給される。

(3) 貨物荷扱等作業手当 駅に勤務する貨物関係の荷扱掛、またはその他の職員が、貨物の積卸し・中継または貨車の手押入換等の作業に従事し、その箇所の月間業務量が、それぞれに定められた標準業務量をこえた場合に、業務量に応じて支給される。

(4) 列車荷扱作業手当 車掌区に勤務する荷扱掛が、所属長の指定する行路に乗務し、手荷物・小荷物・貨物等の積卸作業に従事した場合に支給される。

(5) 構内作業手当 月間業務量が、標準業務量をこえる操車場および駅に勤務する*構内作業掛、操車掛、配車掛等が、連結・転てつ・操車および配車の作業に従事した場合に、作業種別・業務量に応じて支給される。

(6) 踏切作業手当 *踏切保安掛が、所属長の指定する踏切道において、所定の作業に従事した場合に、列車回数および道路交通量による指定区分に応じて支給される。

(7) 運転掛兼務等手当 駅・操車場および信号場に勤務する職員のうち、一定職群以下のものが、運転掛、助役または予備助役を兼務し、兼務の作業に従事した場合ならびに当務駅長または運転掛の職務代行者として代行業務に従事した場合に、上位職群の業務遂行に対するものとして支給される。

(8) 自動車運転手当 一定の職群以下の職員が、自動車の運転に従事した場合、走行キロに応じて支給される。

(9) 検修作業手当 機関区・客貨車区等車両基地に勤務する機関車掛、整備掛等(検査掛を除く)が、鉄道車両および自動車の検修作業に従事した場合に、能率向上を目的として、業務量に応じて支給される。

(10) 機械区技工作業手当・電修場電気工作掛等作業手当・材修場技工等作業手当・保線機械掛等作業手当・操機区技工等作業手当・発電区電気作業掛等作業手当 機械区等に勤務する技工等が、それぞれ機械器具等の検修作業に従事した場合に、生産能率の向上を目的として、各人の技量・能率等に応じて支給される。

(11) 炭水作業手当 機関区等に勤務する燃料掛、整備掛等が、給炭水、石炭たきながら処置、重油・軽油その他の取扱等作業に従事した場合に、標準作業量以上の箇所を対象として、業務量に応じて支給される。

(12) 清掃作業手当 客貨車区・電車区および気動車区に勤務する整備掛が、客車・貨車・気動車または電車の清掃作業に従事した場合に、標準作業量以上の箇所を対象として、業務量に応じて支給される。

(13) 保守作業手当 保線区・機械軌道区および電力区に勤務する*軌道掛、*電気作業掛、*電気掛等が、線路または電車線の保守作業に従事した場合に、線路または電車線の作業量・作業環境等により、格差をつけて支給される。

(14) 賃請等作業手当 車両工場・自動車工場および印刷場に勤務する*工作掛、印刷掛等が、賃請作業・均てん作業または労務作業に従事した場合、ならびに車両工場および自動車工場における動力車運転士、*動力掛等が、所定の作業に従事した場合に、賃請制度によって支給される。

国鉄車両工場の賃請等作業手当は、明治38年に採用されて以来、能率給として、他系統職員より低かった工場職員の基本給を補うものとして存続してきたが、戦後の職階制度・職群制度による給与体系の下にあっては、その存在意義、支給方式等になお問題が多いとされている。

(15) 航送作業手当 さん橋掛が連絡船の車両航送の際に、緊縮具のかけはずし作業に従事し、標準業務量をこえた場合に、取扱量に応じて支給される。

(16) 防疫作業手当 伝染病が発生し、または発生するおそれのある場合において、職員が防疫作業に従事した場合、病菌に感染するおそれのある不衛生、不快な作業に対する慰謝として支給される。

(17) 伝染病室作業手当 伝染病室に勤務する看護婦および整備掛(2級)、伝染病室をもつ鉄道病院に勤務する病理技士ならびに第3種鉄道病院に勤務する医師およびエックス線技士が、伝染病患者の看護等感染の危険がある作業に従事した場合に支給される。ただし同様の制限趣旨にある防疫作業手当とあわせて支給されないことになっている。

(18) トンネル内乗務作業手当 動力車乗務員および、これらの指導を行なう者が、蒸気機関車に乗務して、トンネルの長さ、こう配等の条件により、指定されたトンネル内を通過した場合に、ばい煙・熱気等の苦痛に対して支給される。

(19) トンネル内作業手当 トンネルの長さ、こう配、通風状態等の作業環境を基準にして、指定されたトンネルの坑口から200m以上の坑内において、職員が施設の保守、改良等の作業に従事した場合に、作業環境による区分および実作業時間に応じて支給される。

(20) トンネル掘さく作業手当 工事掛員を命ぜられた職員が、トンネルの坑口から300m以上の坑内で、トンネル掘さく作業または、その監督に従事した場合に、作業の困難性、環境の悪さ、および危険性に対して支給される。

(21) 検査掛等作業手当 特定職群の検査掛、*工作指導掛、*動力指導掛、作業掛等が、車両および機械器具の検修作業に従事した場合、ならびに無線技術士または特殊無線技術士の資格をもつ電気技術掛、*通信検査長、*通信検査掛が、極超短波多重無線装置(S. H. F.・U. H. F.)または海岸局の無線装置の保守作業に従事した場合、職務内容または特殊技能等に対するものとして支給される。

(22) 便所保守作業手当 建築工手、電気掛等が便所の保守作業に従事した場合、不潔、不快な作業を行なう労苦に対して支給される。

(23) 圧搾空気内作業手当 職員が圧搾空気内作業または、その監督に従事した場合、その特殊な作業の労苦および心身の疲労に対して、気圧および実作業時間に応じて支給される。

(24) 潜水作業手当 職員が潜水作業または、その監督に従事した場合、その特殊な作業の危険性および労苦に対して、水圧および実作業時間に応じて支給される。